(別紙)一、決議文

千葉縣野田町及野田醤油醸造株式会社ニ於ケル労働争議ハ重大ナル食糧品製造工場ナル性質上速ニ之ガ合理的解決ヲナサネバナラヌモノナルニ本大会ハ政府ニ産業政策ノ立場ヨリ会社ノ時代遅レノ所有ニ對シ警告ヲ發セラレンコトヲ要求ス

昭和二年十一月 日

日本労働總同盟関東醸造労働組合

両毛第一郎ノ臨時大会

内務大臣殿

決議文

醤油会社ハ今回労働争議ヲ起シ会社ハ労働組合ノ破壊ヲ目的トシ労働者ノ生活ヲ蹂躙セントスルモノナリ依ッテ之ヲ黙過スルコト能ハズ而シテ如斯ハ労働組合ノ産業上ニ於ケル重要ナル立場ヲ理解セズ労働者ノ當然ノ權利ヲ無視シ且ツ労資協調ノ趣旨ニ反スルモノナリ本大会ハ会社ニ對シ嚴重ナル抗議ヲ申込ムト共ニ会社ノ反省ヲ促シ同ハ労働階級共同ノ敵トシテ絶対徹底的ニ排撃セントスルモノナリトノ宣言ヲナス

昭和二年十一月 日

関東醸造労働組合

両毛第一郎聯合会臨時大会

野田醤油醸造会社